鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援事業実施要綱 (目的)

第1条 この要綱は、光熱費及び食材費の高騰等により、国が定める公的価格等により運営を行っている介護サービス施設、事業所等(以下「施設等」という。)の運営に大きな影響が生じていることから、光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給する事業(以下「事業」という。)を実施することにより、当該施設等が安定したサービス提供を継続できるようにすることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 介護サービス等 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)、同条第14項に規定する地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護及び複合型サービスを除く。)、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第26項に規定する施設サービス、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームにおいて行う指導及び訓練その他の援助(以下「養護老人ホームサービス」という。)及び同法第20条の6に規定する軽費老人ホームにおいて行う食事の提供その他日常生活上必要な便宜の供与(以下「軽費老人ホームサービス」という。)をいう。
 - (2) 給付金 前条の目的を達するために、鹿屋市(以下「市」という。)によって支給される鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金をいう。
 - (3) 支給対象施設等 市内に所在し、令和4年10月1日現在で介護サービス等を 行う施設等として指定を受けている施設等のうち、同年4月から同年9月まで の間に介護サービス等の提供を行い、引き続き市内で介護サービス等の提供を 継続する意思がある施設等をいう。ただし、次に掲げる施設等を除く。
 - ア 令和4年10月1日時点で休止している施設等
 - イ 事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する施設等
 - (4) 申請者 支給対象施設等を運営する法人をいう。
 - (5) 定員数 令和4年10月1日現在で鹿児島県又は市に届出がされている支給対

象施設等の定員数をいう。

(給付金の額)

- 第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 訪問系事業所(介護サービス等のうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 又は居宅介護支援を行う施設等をいう。) 2万円
 - (2) 通所系事業所(介護サービス等のうち、通所介護、通所リハビリテーション、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を行 う施設等をいう。) 18万円
 - (3) 入所系施設A(介護サービス等のうち、特定施設入居者生活介護、認知症対 応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は軽費老人ホームサ ービスを行う施設等をいう。) 定員数に1万5,000円を乗じて得た額
 - (4) 入所系施設 B (介護サービス等のうち、短期入所生活介護(空床利用型を除く。)、短期入所療養介護(単独型に限る。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス又は養護老人ホームサービスを行う施設等をいう。) 定員数に8,000円を乗じて得た額

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1支給対象施設等につき1回限りとする。 (支給の申請等)

- 第5条 給付金を受給しようとする申請者は、鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策 支援給付金支給要件確認書兼振込口座申出書(別記様式。以下「確認書」という。) に給付金の振込みを希望する口座(申請者名義のものに限る。)の預金通帳等に 係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、令和5年2月28日までに前項の確認書を受理した場合は、速やかに申 請者に対して給付金を支給する。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給は、前条第1項の口座に振り込む方式により行う。

(給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、申請者の要件、手続の方法その他の事業の 概要についてホームページへの掲載その他の方法により、支給対象施設等に周知 を行う。

(振込みができなかった場合の取扱い)

第8条 市長が第5条第2項の規定により給付金を支給する手続を行ったにもかか わらず、当該口座の解約、変更等により振込不能となる等申請者の責に帰すべき 事由により令和5年3月15日までに振込みが完了できない場合は、当該申請者は 給付金の受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金を支給した後に支給対象施設等の要件に該当しないことが 判明した場合又は偽りその他不正の手段により申請者が給付金を受給した場合は、 申請者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第10条 給付金を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年12月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその 効力を有する。

年 月 日

鹿屋市長

様

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金支給要件確認書兼振込 口座申出書

申請者

郵便番号		
住 所		
法人名		
代表者名		印
電話番号	担当者名	

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援事業実施要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

- 2 確認事項(該当する場合、チェック欄(□)に**√**を記入してください。) □ 引き続き鹿屋市内で介護サービス等の提供を継続する意思があります。
- 3 振込口座

金融機関名	支店名等	
預金種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

注 申請者名義の口座を御記入ください。

鹿屋市介護保険施設等物価高騰対策支援給付金内訳

法人名	
-----	--

(単位:人、円)

No.	種別区分	施設等名	定員数	交付 単価	給付金 の 額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						_
合計						